

・掲載した情報は、環境省による暫定的な翻訳であり、また最新のものとは限りません。また、全ての関係する法令等が網羅されているわけではありません。
・最新の正式な情報についてのご確認は、各国のフォーカルポイント（連絡先）を通じて、関係する法令等の原文において行われるようお願いいたします。
【環境省暫定訳】

REGD.NO.D.L-33004/99

インド官報

臨時

2部-3条-1

官公庁発行

第 612 号] ニューデリー、2014 年 11 月 24 日 / 告例暦 1936 年 8 月 30 日

環境森林気候変動省

(国家生物多様性局)

告示

ニューデリー、2014年11月21日

G.S.R. 827 号—「2002年生物多様性法」(2003年第18号)(以下、「生物多様性法」という。)の第64条、並びに第18条(1)及び第21条(4)によって付与された権限により、また2010年10月29日付の「名古屋議定書」に従い、国家生物多様性局は、ここに以下の規則を定める。すなわち—

略称及び発効日。—

- (1) 本規則は、「2014年生物資源の取得の機会並びに関連する知識及び利益配分に関するガイドライン規則」と称することができる。
- (2) 本規則は、官報における出版の日をもって発効する。

1. 研究のための生物資源又は関連する伝統的知識の取得の機会もしくは研究のための生物学的調査及び生物学的利用に関する手続き。—

(1) 生物多様性法第3条(2)に述べる、研究のための生物資源又は関連する伝統的知識もしくは研究のための生物学的調査及び生物学的利用について取得の機会を得ようとする者は、国家生物多様性局(NBA)に対して2004年生物多様性規則の様式Iにより、インド国内に存在するその生物資源又は関連する知識について取得の機会を得るための申請を行わなくてはならない。

(2) NBAは、本条(1)項の下で申請が適正であると認めた場合、申請者との利益配分契約を締結しなくてはならず、これをもって、同項に述べられた研究のための生物資源のアクセス許可が付与されたものと見なす：

ただし経済的な価値を有する生物資源の場合には、NBAと申請者の間で合意された金額を申請者が前払いすることを利益配分に含めるという旨の条項を契約に含めることができる。

2. 生物資源の取得の機会、商業的利用又は、商業的利用のための生物学的調査及び生物学的利用に関する手続き。—

- (1) 合同森林管理委員会(JFMC)／森林居住者／部族耕作者／村落総会によって収穫さ

れた生物資源の取得の機会を含めて、生物資源について取得の機会を得ようとする者は、本規則に附属する様式 A とともに、NBA に対して 2004 年生物多様性規則の様式 I により、又は州生物多様性評議会（SBB）に対して SBB の定める様式により、申請を行わなくてはならない。

(2) 場合に応じて NBA 又は SBB は、本条(1)項の下で申請が適正であると認めた場合、申請者との利益配分契約を締結しなくてはならず、これをもって、同項に述べられた商業的利用のための生物資源並びに商業的利用のための生物学的調査及び生物学的利用について取得の機会が承認されたものと見なす。

3. 生物資源の取得の機会、商業的利用又は、商業的利用のための生物学的調査及び生物学的利用に関する利益配分の方法。 —

(1) 申請者／貿易業者／製造業者が、合同森林管理委員会（JFMC）／森林居住者／部族耕作者／村落総会等の者と事前に利益配分の交渉を実施しておらず、生物資源をこれらの者から直接購入する場合には、貿易業者に課せられる利益配分の義務は、生物資源の購入価格の 1.0%から 3.0%までの範囲内とし、製造業者に課せられる利益配分の義務は、生物資源の購入価格の 3.0%から 5.0%までの範囲内とする：

ただし貿易業者が自ら購入した生物資源を他の貿易業者又は製造業者に販売する場合に、買主に課せられる利益配分の義務は、貿易業者であれば購入価格の 1.0%から 3.0%までの範囲内とし、製造業者であれば 3.0%から 5.0%までの範囲内とする：

さらに、買主がサプライチェーン内で直近の売主による利益配分の証明書を提出する場合には、買主に課せられる利益配分の義務は、購入価格の内、サプライチェーン内で配分されなかった部分にのみ適用される。

(2) 申請者／貿易業者／製造業者が、合同森林管理委員会（JFMC）／森林居住者／部族耕作者／村落総会等の者と事前に利益配分の交渉を実施しており、生物資源をこれらの者から直接に購入する場合には、申請者に課せられる利益配分の義務は、買主が貿易業者であれば生物資源の購入価格の 3.0%以上、買主が製造業者であれば 5.0%以上とする。

(3) 香木(sandalwood)、紅木(red sanders)等、及びそれらの派生物等、高い経済的な価値を有する生物資源の場合には、場合に応じて NBA 又は SBB の決定に従い、競売の収入又は販売金額に対して 5.0%を前払いすることを利益配分を含めることができ、落札者又は買主は、当該生物資源の取得に先立ち、この金額を所定の基金に支払わなくてはならない。

4. 本規則第 2 条の下で商業的利用のために取得される生物資源の販売額に対する利益配分に関する選択肢。 —

生物資源が商業的利用のために取得され、又は生物学的調査もしくは生物学的利用が商業的利用に結びつく場合には、申請者は、年間総販売出荷額(Annual gross ex-factory sale of the product)に対して、以下に示す段階的比率により 0.1%から 0.5%までの範囲内で利益配分を支払わなくてはならず、これは、以下のように年間総販売出荷額から税を引いた額に基づいて算出する：

年間総販売出荷額	利益配分への充当
10,000,000 ルピー以下	0.1 %
10,000,001 ルピーから 30,000,000 ルピーまで	0.2 %
30,000,000 ルピー超	0.5 %

5. 手数料の徴収。 —

により賦課されている場合、生物多様性法第 41 条 (3) に定める管轄区域に該当する地域から、商業的目的のために生物資源を取得又は採集することに対して、生物多様性管理委員会 (BMC) が徴収する手数料は、本規則の下で、NBA/SBB に支払われる利益配分に追加的に生じるものとする。

6. 生物資源に関連した研究の成果の移転に関する手続き。 —

(1) インドに存在する又はインドから入手された生物資源に関連した研究の成果を、金銭的な対価の有無を問わず、生物多様性法第 3 条 (2) に述べられた者に移転しようとする者は、

- (a) NBA に対して 2004 年生物多様性規則の様式 II により、目的の如何によらず、インドに存在する又はインドから入手された生物資源に関連した研究の成果を移転するための申請を行わなくてはならない。
- (b) 研究に伴う生物資源又は関連する知識の取得の機会について NBA による承認の証拠を提出しなくてはならない：
ただしインドの国民又はインドで登記された法人、組合もしくは団体であって、非インド人が株式資本もしくは経営に参加していない者である申請者には、本条項における証拠の要求は適用されないものとする。
- (c) 申請者の知識の範囲内で、研究の成果の潜在的な商業的価値に関する完全な情報を提供しなくてはならない。

(2) NBA は、本条 (1) 項の下で申請が適正であると認めた場合、申請者との利益配分契約を締結しなくてはならず、これをもって、同項に述べられた研究の成果の移転が承認さ

れたものと見なす。

7. **研究の成果の移転に関する利益配分の方法。**—申請者は、本規則第6条における研究の成果の移転の場合には、申請者とNBAの間で合意された金銭的又は非金銭的な利益をNBAに支払わなくてはならない：

ただし申請者がそのような移転に関する金銭的な利益を受け取る場合には、申請者は金銭的な対価の3.0%から5.0%までの金額をNBAに支払わなくてはならない。

8. **知的財産権（IPR）を取得するための手続き。**—

(1) インドから得られた生物資源に関する研究又は情報に基づく発明について、インド国内又は国外で、如何なる名称であれ知的財産権を取得しようとする者は、NBAに対して2004年生物多様性規則の様式IIIにより申請を行わなくてはならない：

ただし生物多様性法第3条(2)に述べられた者が申請者である場合には、申請者は、発明に結び付いた研究に用いられた生物資源又は関連する知識の取得の機会についてNBAによる承認の証拠を提出しなくてはならない：

さらに、2001年植物品種及び農民権利保護法の下に何らかの権利を申請している者は、本項を免除されるものとする。

(1) NBAは、本条(1)項の下で申請が適正であると認めた場合、申請者との利益配分契約を締結しなくてはならず、これをもって、IPRを得ることが承認されたものと見なす。

9. **IPRにおける利益配分の方法。**—

(1) 申請者は、取得されたIPRを商業化する場合には、申請者とNBAの間で合意された金銭的又は非金銭的な利益をNBAに支払わなくてはならない。

(2) 申請者自身がプロセス／製品／工夫を商業化する場合、金銭的な配分は、分野別の手法に基づき0.2%から1.0%までの範囲内とし、年間総販売出荷額から税を引いた額に基づいて算出する。

(3) 申請者が商業化のためにプロセス／製品／工夫を第三者に譲渡／ライセンスする場合、申請者は、分野別の手法に基づき、受領する料金（ライセンス料、譲渡料を含むあらゆる形の料金）の3.0%から5.0%まで、及び譲受人／ライセンシーから毎年受領する使用料金額の2.0%から5.0%までの金額をNBAに支払わなくてはならない。

10. **IPRを商業化した場合の申請者の義務。**—

(1) インドの国民又はインドで登記された、非インド人が株式資本もしくは経営に参加

していない法人、組合もしくは団体である、IPR を与えられた申請者は、関係する SBB に対して、SBB の定める様式により生物資源の取得の機会についての事前の通知を行わなくてはならず、保全及び持続可能な利用を推進するために SBB の定める条件が存在するなら、それに従わなくてはならない。

(2) 生物多様性法第 3 条 (2) に述べられた人又は非インド人が株式資本もしくは経営に参加していない法人、組合もしくは団体である、IPR を与えられた申請者は、NBA に対して、2004 年生物多様性規則の様式 I により生物資源の取得の機会についての申請を行わなくてはならない。

11. 取得された生物資源又は関連する知識を研究／商業的利用のために第三者に移転することに関する手続き。 —

(1) 本規則第 1 条の下で取得の機会が与えられた生物資源又は関連する知識を、研究のため又は商業的利用のために第三者に移転しようとする者は、NBA に対して、2004 年生物多様性規則の様式 IV により、そのような第三者への移転についての申請を行わなくてはならない。

(2) NBA は、本条 (1) 項の下で申請が適正であると認めた場合、申請者との利益配分契約を締結しなくてはならず、これをもって、同項に述べられた、取得された生物資源又は関連する知識の移転が承認されたものと見なす。

12. 取得された生物資源又は関連する知識を研究／商業的利用のために第三者に移転することに関する利益配分の方法。 —

(1) 申請者は、申請者と NBA の間で合意された金銭的又は非金銭的な利益を NBA に支払わなくてはならない。

(2) 申請者（譲渡人）は、譲受人から受領する金額又はロイヤルティの 2.0% から 5.0% までの金額（分野別の手法に従う。）を、利益配分として、契約の全期間にわたり NBA に支払わなくてはならない

(3) 高い経済的価値を有する生物資源の場合は、申請者は、申請者と NBA の相互の合意に従った前払い金も NBA に支払わなくてはならない。

13. インドの研究者／政府機関によるインド国外での非商業的な研究又は緊急の目的のための研究の実施。 —

(1) 生物多様性法第 5 条に述べられた共同研究以外の基礎研究を実施するために、生物資源をインド国外に携行／送付しようとするインドの研究者／政府機関は、NBA に対して

本規則に附属する様式 B により申請を行わなくてはならない。

(2) 伝染病等の非常事態の防止を目的とする特定の緊急的な研究を実行するために生物資源を送付しようとする政府機関は、本規則に附属する様式 B」により申請を行わなくてはならない。

(3) NBA は、本条 (1) 又は (2) の下で申請が適正であると認めた場合、申請受領日から 45 日以内にその承認を与えなくてはならない。

(4) 本条 (3) の下で NBA の承認を受けた場合、申請者は、生物資源をインド国外に携行／送付する前に、指定された国家保管施設に証拠標本を寄託しなくてはならず、そのような寄託の証明書の写しは、NBA による承認を受けなくてはならない。

14. 利益配分の決定。—

(1) 利益配分は、生物多様性管理委員会(BMC)／利益請求者等との協議を踏まえた、申請者と関係する NBA／SBB による合意に従い、金銭的又は非金銭的な方法で行うことができる。そのような利益配分のための選択肢は、付属書 1 に掲げる。

(2) 利益配分の決定は、生物資源の商業的利用、研究及び開発の段階、研究の成果の潜在的な市場、既に研究及び開発に対して行われた投資の額、適用される技術の性質、研究の開始から製品の開発までの日程及び重要な段階、製品の商業化におけるリスク等への配慮に基づかななくてはならない：

ただし伝染病／疾病を抑制するため又は人間／動物／植物の健康に影響を及ぼす環境汚染を緩和するために技術／製品が開発される場合には、特別な配慮を行うことができる。

(3) 最終製品に含まれる生物資源が単一であるか複数であるかによらず、利益配分の額は変わらないものとする。

(4) 製品の生物資源が 2 つ以上の SBB の管轄区域に由来する場合には、生じた利益の総額を、場合に応じて関係する NBA／SBB の定める比率により、それらの間で案分するものとする。

15. 利益配分。—

(1) 研究又は商業的利用又は研究の成果の移転又は知的財産権又は第三者移転に関して、NBA による承認が与えられた場合には、利益配分は、以下のように行うものとする：

(a) 生じた利益の 5.0%は NBA に与えられ、その内、金額の半分は NBA が保持し、残りの半分は、関係する SBB に管理費として交付することができる。

(b) 生じた利益の 95%は、関係する BMC 又は利益請求者に与えられる：

ただし生物資源又は知識が個人又は個人や組織の集合体に由来する場合には、本条

項の下で受領される金額は、契約が存在するならそれに従い、適切と考えられる方法により、そのような個人又は個人もしくは組織の集合体に直接に与えられるものとする。

さらに、利益請求者が特定されない場合には、そのような資金は、生物資源の保全及び持続可能な利用を支援するため、並びに生物資源が取得された地域の地元住民の生計を増進するために使われるものとする。

(2) 本規則の下で **SBB** による承認が与えられた場合。—
生じた利益配分は、以下のように行うものとする。—**SBB** は、生じた利益の 5% を超えない部分を自らの管理費として保持することができ、残りの部分は、関係する **BMC** 又は利益請求者（特定されている場合）に交付するものとする：

ただし個人又は個人や組織の集合体を特定することができない場合には、そのような資金は、生物資源の保全及び持続可能な利用を支援するため、並びに生物資源が取得された地域の地元住民の生計を増進するために使われるものとする。

16. **NBA** によって受領された申請の処理。—

(1) 申請は、ここに述べるすべての同封物を含めて、あらゆる点で完全でなければならない。

(2) 不明確な回答、不完全な開示、証拠の欠如等を含めて、具体的に要求された関連情報を欠く不完全な申請は、申請者に返却される。

(3) 申請の処理について定められた期限は、所定の手数料を含めて、あらゆる点で完全な申請が受領された時から起算する。

(4) 申請の中で秘密として指定された情報は、それに関係しない如何なる者にも意図的又は非意図的に開示されてはならない。

(5) 生物資源（植物もしくは動物又はそれらの部分もしくは遺伝物質もしくは派生物を含む。）の取得の機会に関する申請を処理する際、**NBA** は、以下の要因を考慮することができる。すなわち—

生物資源が以下のものかどうか

- (i) 栽培品種/家畜/野生；
- (ii) 希少種/固有種/絶滅危惧種/危急種；
- (iii) 自然生息地に居住する第一採集者によって直接に取得された、/貿易業者等の仲介者を通じて入手された；
- (iv) 本来と異なる条件下で育成又は管理された；
- (v) 地元の地域社会の生計にとって高い価値/重要性を有する；
- (vi) 生物多様性法又は他の現時点で有効な法律の下で規制されている；

- (vii) 生物多様性法第 40 条の下で免除されている；
- (viii) インドが締約国となっている「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約 (ITPGRFA)」の付属書 I の作物リストに記載されている；
- (ix) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES)」の付属書に記載されている。

(6) NBA は、生物資源又は関連する知識の利用に関する申請について決定を行う際、SBB を通じて、生物資源又は知識の所在地を管轄する BMC に諮問を行うことができる。

(7) NBA は、2004 年生物多様性規則の 16 条に定められた理由により、生物資源の取得の機会を求める申請を却下する。

(8) 申請を受領した場合、NBA は適切であると考えるのであれば、問い合わせを行うことができ、また必要であれば、この目的のために設置された専門委員会の諮問を行うことができる。

(9) NBA は、本条 (8) に述べた問い合わせ又は諮問の後、命令により申請を承認又は却下することができる：

ただし NBA がそのような申請を却下した場合には、申請者に聴聞の機会を与えた後、却下の理由を書面に記録しなくてはならない。

(10) NBA による承認は、正当な権限のある NBA 職員、申請者及び他の関係者によって署名された契約書という形で与えられなくてはならない；

ただし NBA は、規則 13 条の下でインドの研究者／政府機関によってインド国外で非商業的な研究又は緊急の目的のための研究を実施するという目的のためには、契約書なしに承認を与えることができる。

(11) 申し立て又は自らの職権により、NBA は、2004 年生物多様性規則の 15 条に述べられた理由により、取得の機会について与えた承認を取り消し、契約書を破棄することができる：

ただし取得の禁止を目的として、関係する州生物多様性評議会及び生物多様性管理委員会に、そのような取り消しの命令の写しを交付しなくてはならない。

(12) 申請者が自らの申請の取り下げを申し出た場合、又は申請者が NBA の問い合わせに所定の期間内に回答しなかった場合には、NBA は、申請を中止し、又は本規則の下で適切と考える措置を開始しなくてはならない：

ただし申請者が申請の復活を希望する場合には、手数料を添えて新たな申請を行わなくてはならない。

注記：生物資源又は関連する知識の取得の機会に関する申請様式、それらの記入の手引き及び契約書の様式は、NBA のウェブサイト www.nbaindia.org で提供されている。

17. NBA 又は SBB による承認を免除される特定の活動又は人。 —

以下の活動又は人は、NBA 又は SBB による承認を必要としない。すなわち—

- (a) インドに存在する又はインドから入手される生物資源又は関連する知識を、インド国内での研究又は研究のための生物学的調査及び生物学的利用を目的として取得するインドの国民又は団体；
- (b) 生物資源又は関連する情報の移転又は交換を伴う共同研究事業であって、当該共同研究事業が関係する州又は中央政府の省又は部門により承認され、中央政府によって公布された共同研究事業の政策指針に合致しているもの；
- (c) 知的財産権の取得を目的とする場合を除く、生物資源の生産者及び耕作者、並びに土着医療を実践するインド伝統医術の医師及びイスラム教医師を含む、当該地域の地元住民及び地域社会；
- (d) インド国内で農業、園芸、家禽、酪農、畜産又は養蜂に用いられる在来の育種又は伝統的な慣行のために行われる生物資源の取得；
- (e) セミナー又は研究会における研究論文の出版又は知識の普及であって、中央政府により随時公布される、そのような出版の指針に合致しているもの；
- (f) 植物及び動物の部分又は抽出物を、識別不能かつ物理的に分離できない形で含有する付加価値製品の取得；及び
- (g) 生物多様性法第 40 条の下で中央政府により告示される商品として通常取引される生物資源。

[F. No. NBA/Tech/2/11]

HEM PANDE, 局長

様式 A

(本規則第2条を参照)

申請者による生物資源の利用について提出すべき情報

自己申告

利用しようとする生物資源の一般名： _____				
学名： _____				
取引される植物又は動物又はその部分： _____				
具体的な取得の目的： _____				
調達の元となる場所／出所 *	Kg 単位での 量	1 単位当 り	州生物多 様性評議 会	予想される購入者／利 用者 (既知の場合)

*既に確認している場合は、地域団体／BMC を付記する。

誓約書

1. 私は、ABS ガイドラインの条項を読み、理解しました。私は、生物資源に適用される、本件に関連した法の規定を遵守することを約束します。
2. 私は、記載した目的を変更する場合には、事前に NBA/SBB の承認を得ることを約束します。
3. 私は、求められた時に、本件に関連した記録を NBA/SBB に提供／共有することを約束します。
4. さらに私は、本様式に記載された情報が真正かつ正確であること、並びに不正確な／誤った情報及び意図的な事実の隠蔽があった場合に、私が責任を負うことを宣言します。

署名

貿易業者／会社／製造業者／委任代理人の氏名

貿易業者／会社／製造業者の詳細な住所、電話番号

及び電子メールアドレス

場所

日付

様式 B

(規則 13 条を参照)

生物資源を用いたインド国外でのインドの研究者／政府機関による非商業的な研究又は緊急の目的のための研究の実施

1	申請者名 (インドの研究者／政府機関)	
2	詳細な住所*	
	a. 本籍住所	
	b. 現住所	
3	インド国内の機関の名称及び住所	
4	インド国内の勤務場所における機関の管理者又は長の氏名	
5	研究／生物資源受領を指導する機関又は組織の名称及び連絡先の詳細	
6	研究／生物資源受領を指導する機関又は組織の管理者又は長についての詳細	
7	研究を支援する出資機関の名称	
8	研究の簡潔な説明	
9	研究のために携行又は送付しようとする生物資源についての詳細	
	i. 生物資源の名称 (学名／一般名)	
	ii. 採集の場所 (村／徴税地区／県／州)	
	iii. 必要数量	
	iv. 研究の期間	
10	緊急の目的のためであれば、詳細を記述	

* Aadhaar カード／PAN カード／パスポート等の申請者自身による住所／身分証明を添付する。

誓約書

私、 _____ (_____ の息子／娘／妻／夫、年齢 _____ 歳、住所 _____ の _____、永続的身分証明 No _____ (PAN カード／Aadhaar カード／パスポート等)) は、上記のすべての情報が正確かつ真正であることを、ここに宣言します。私は、生物資源が申請書に述べられた目的のみに用いられることを、ここに保証します。私は、国家生物多様性局の承認を得ることなく、生物資源を私の共同研究者の施設／研究室で共有／提供／分割／放置しません。私は、私の監督者及び共同研究者とともに、本研究／共同事業に用いる生物資源及び関連する伝統的知識を商業的利用に供さず、それらに関する知的財産権の請求を求めないことを、個別に宣言します。そのような状況が発生した場合は、私達は、事前の承認を得るために国家生物多様性局に申請を行います。この活動によって生じる成果、プロセス、製品又はその他の結果は、関連する文書及び出版物の写しとともに、計画された研究の期間中又は終了時に国家生物多様性局と共有されます。

署名 :
.....
日付 :
.....
場所 :
.....

機関の管理者／長による宣言

私、_____ (_____ (機関の名称) に _____ として勤務) は、
Mr/Dr/Mrs/Ms. _____ により提出された情報が、真正かつ正確であることを
保証します。

日付 :
場所 :
署名 :
称号 :
公印 :

受領者／共同研究者による宣言

私、_____ (_____ (機関／組織の名称) に _____ として勤務)
は、私又は私の機関／組織が、申請書に述べられた目的のために生物資源を使用すること、
及びそれが (機関の名称) により送付された又は Mr./Dr./Mrs./
Ms.....により持参されることを、ここに保証します。場合に応じて、当該生
物資源は研究／提携関係の終了後に完全に破壊され、又は研究の終了時に、生物資源を受領
した際の元の機関に返送されます。私又は私が所属する機関は、申請者、提携機関及び国家
生物多様性局の事前の承認を得ない限り、生物資源、派生物又は他のそのような要素につい
て本件申請の下で所有権を請求せず、知的財産権を請求しません。

署名 :
称号 :
公印 :

公平かつ衡平な配分の選択肢

申請者と NBA の間で相互に合意された条件に従い、個々の場合に依じて、2004 年生物多様性規則の 20 条 (3) 項の規定に従い、以下のうち 1 又は複数の選択肢を適用することができる。これらの選択肢は、例示的な性質を持つものであり、中央政府との協議により NBA によって承認されるその他の選択肢も採用することができる：

(a) 金銭的な利益の選択肢：

- (i) 前払いによる支払；
- (ii) 一時金の支払；
- (iii) 段階ごとの支払；
- (iv) 発生したロイヤルティ及び利益配分；
- (v) ライセンス料の配分；
- (vi) 国、州又は地方の生物多様性基金への寄付；
- (vii) インド国内での研究及び開発への出資；
- (viii) インドの機関及び会社との合弁事業；
- (ix) 関連する知的財産権の共同保有。

(b) 非金銭的な利益の選択肢：

- (i) 持続的利用の慣行についての研修、インフラストラクチャーの建設、生物資源の保全及び持続可能な利用に関連した事業展開を含む、制度的な能力増強の提供；
- (ii) インドの機関／個人／団体への技術移転又は研究及び開発の成果の共有；
- (iii) 技術開発能力の強化及びインドへの技術移転又はインドの機関／個人／団体との共同研究開発プログラム；
- (iv) 生物資源の保全及び持続可能な利用に関するインドでの教育及び訓練に関する貢献／共同；
- (v) 生産、研究、及び開発施設の立地及び生物資源が取得された地域における種の保全及び保護の手段、地元の地域社会の地域経済及び所得創出への貢献；
- (vi) 生物の目録及び分類の研究を含む、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する科学的な情報の共有；
- (vii) 生物資源に着目した、食糧、健康及び生計の保障を含む、インドにおける優先的ニーズに向けた研究の実施。

- (viii) 生物資源の供給及びその後の収益性に貢献している地域、部族／宗派があるなら、なるべくそれらを対象とした、インドの機関／個人への奨学金及び経済的援助の提供；
- (ix) 利益請求者のためになるベンチャーキャピタル基金の設立；
- (x) NBA により適切であると考えられる、利益請求者への金銭的な補償の支払及びその他の非金銭的な利益。